

実施計画提出についての注意事項

- 令和6年度の該当事業について、県の補助を希望する場合には、今回、実施計画概要を提出してください。今回、提出のなかった事業については、原則補助を行うことができませんので、遺漏のないようご注意ください。
- 対象事業の内容については、各交付要綱および実施要綱を参照してください（交付要綱については、県地域医療課のホームページに掲載しています。）。その他、厚生労働省から各事業内容についての通知が発出されていますので、詳細な内容を確認されたい場合には、地域医療課までお問い合わせください。
- 補助基準単価については、各交付要綱における建築基準単価表により算定してください。
- 提出のあった実施計画については、県で事業内容などの確認を行いますが、財政局との折衝や予算の制約の関係上、補助ができない場合もあります。
- 国へ事業計画を提出する予定ですが、その際、今回提出いただく計画と相違ないよう整備機器の選定など留意してください。
- 補助を受け事業を行うに当たり、契約などを締結する場合には、県の規則等に基づき、競争入札で執行していただくことが原則になります。
- その他、実施計画の作成に当たり、関係法令、交付要綱等に沿って作成することになりますので、疑問点などがある場合には担当までお問い合わせください。